

## はじめに

我が国では、粉じんの発生する職場で働く方々をじん肺から守るために、「じん肺法」、「労働安全衛生法」、「粉じん障害防止規則」等が施行され、作業管理、作業環境管理に加えて、健康管理が事業者の責任においてなされることになっています。

しかし、退職後はじん肺の健康管理を、自ら行う必要があります。

このガイドブックは、職場で粉じん作業に従事し、じん肺健康診断の結果、「じん肺の所見あり」というじん肺管理区分の決定（主として管理2、管理3イ又はロ。管理1を除く。）を受けた方々が退職するにあたって、退職後の日常生活の参考にしていただくよう編集されたものです。

ただし、じん肺の所見を有している方々のうち、じん肺管理区分が管理4の場合、あるいは合併症を伴う場合など療養を必要とすると判定された方々は、それぞれのかかりつけの医師によって、個々の病状に応じた療養生活の指示を受けていただくことになります。

したがって、この本は、じん肺健康診断でじん肺の所見が認められたが、特に療養の必要がない方々を対象としています。この本の目的は、これらの方々が退職後に、じん肺の進行を防ぐために、日常生活でどのような注意を行えばよいか、また、「じん肺法」に定められたじん肺管理区分の決定を受けるためにはどのような手続が必要かなどについて、必要な知識を解説することであり、このような点で皆様のお役に立てれば幸いです。

なお、退職後は必要に応じてじん肺健康診断を受けるとともに、かかりつけの医師を決めておき、日常生活で自覚症状に変化があると感じた時には自己流の対策で切り抜けようとせずに、早めにその医師の診察を受けていただくことをお勧めします。

また、現在、粉じん職場で働く方々についても、自己管理のために、本書を参考にいただければ幸いです。

平成29年3月